

第16回 文京区景観審議会会議録

日時：平成19年1月22日（水）

午後1：00～3：20

場所：文京シビックセンター

24階区議会第1委員会室

文京区都市計画部計画調整課

小野幹事 お待たせいたしました。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第16回文京区景観審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しいところ、本審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。私は、本審議会の事務局を担当しております都市計画部計画調整課長の小野でございます。よろしくお願ひします。

本日の進行でございますが、まず、表彰式を行いまして、休憩を若干入れまして、その後、審議会を行いたいと思っております。なお、本日、煙山区長が急遽、緊急の用事が入りまして欠席でございます。かわりに副助役が出席しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日はCATVの収録を行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これから「第6回 文の京 都市景観賞の表彰式」を始めさせていただきます。表彰式の開催に当たりまして、副助役よりごあいさつを申し上げます。

副助役、よろしくお願ひします。

副助役 助役の副でございます。

本日は文京区の景観づくりに大いに貢献をなされた方々を表彰する日でございます。受賞される皆様、大変おめでとうございます。心地よいまち並みや緑を増やし、潤いのある良好な環境づくりなどによって、景観形成を図っていくことはいつまでも住み続けたくなるような質の高いまちづくりにつながっていくものと考えております。

文京区では、多くの区民の要望にこたえ、昨年、国家公務員共済組合から、目白台にある運動場を購入し、自然環境を保全しつつ、防災機能を備えた運動公園として、平成21年度開設を目指して、現在、整備しているところでございます。また、本年4月には、コミュニティバスの運行を開始することを予定しております。多くの区民に親しまれ、車窓からの風景が楽しいまち並みとなるよう、今後とも努力してまいりたいと考えております。

本日、受賞された皆様は、我がまち文京の美しい景観、身近な自然、地域文化の創造に携わるとともに、再発見をされた方々です。今後とも、文の京にふさわしい景観まちづくりのため、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

また、審査に当たりましては、西村会長をはじめ、景観審議会委員の皆様には、表彰物件の選定のための分科会を設置していただき、書類審査から現地調査まで精力的に取

り組んでいただいたと聞いております。審議会委員の皆様のご努力により、今回もすばらしい景観賞を選考できました。大変ありがとうございます。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

小野幹事 ありがとうございました。それでは、これから表彰状とプレート及び記念品を授与させていただきます。お名前を呼ばれた方は、前にお進みください。

それでは、最初に景観創造賞について表彰いたします。

この賞は、文京区にふさわしい景観づくりに貢献のあったもので、新たにつくられた建築物などを表彰するものです。

景観創造賞は「釜竹とその界隈（株式会社ウェル・トラスト）」でございます。管理者であります株式会社ウェル・トラストさんの事務長の清水様と、推薦をされました小山内様、どうぞ前にお進みください。

関助役 表彰状、文の京 都市景観賞、景観創造賞、株式会社ウェル・トラスト代表取締役社長、伊藤勝康様。釜竹とその界隈は、落ち着いた佇まいの一角で、木造風の建物や古い蔵、庭を生かして根津の町角を演出し、文京区の景観づくりに貢献されました。よってここに表彰します。平成19年1月22日、文京区長 煙山力。（拍手）

表彰状、文の京 都市景観賞、景観創造賞、小山内和子様。あなたが推薦された釜竹とその界隈は、文の京 都市景観賞、景観創造賞に認められました。よって、ここに表彰します。平成19年1月22日、文京区長 煙山力。（拍手）

小野幹事 では、どうぞ席にお戻りください。

続きまして、ふるさと景観賞について表彰いたします。

この賞は、区民に身近に親しまれ、「こころのふるさと」として景観形成に寄与しているものを表彰するものです。

ふるさと景観賞は、「駒塚橋からの眺望（胸突坂、神田川沿いの桜並木ほか）」でございます。こちらの物件につきましては、駒塚橋からのパノラマ風景でございますので、管理者は該当なしといたします。したがいまして、推薦をされました山森様のみの表彰といたします。山森様、どうぞ前にお進みください。

関助役 表彰状、文の京 都市景観賞、ふるさと景観賞、山森進様。あなたが推薦された駒塚橋からの眺望、胸突坂、神田川沿いの桜並木ほかは、文の京 都市景観賞、ふるさと景観賞に認められました。よってここに表彰します。平成19年1月22日、文京区長、煙山力。（拍手）

小野幹事 続きまして、景観づくり活動賞について表彰いたします。

この賞は、美しいまちづくりに貢献している区民や団体の活動を表彰するものです。

景観づくり活動賞は、「文の京 ロード・サポート播磨坂」でございます。受賞者は代表として佐々木様と、推薦をされました青木様ですが、青木様は本日、都合により欠席でございます。

受賞されます佐々木様、どうぞ前にお進みください。

関助役 表彰状、文の京 都市景観賞、景観づくり活動賞、文の京 ロード・サポート播磨坂様。あなた方は日々の清掃活動を通して、播磨坂の快適な歩行空間の維持に努め、文京区の景観づくりに貢献されました。よってここに表彰します。平成19年1月22日、文京区長 煙山力。(拍手)

小野幹事 ありがとうございました。なお、青木様には後日、事務局から表彰状と記念品をお届けしたいと思います。受賞された皆様、おめでとうございます。

それでは、ここで受賞された方々から受賞の感想などをちょうだいしたいと思います。清水様、お願いいいたします。

清水氏 このたびはありがとうございます。地域社会における当社の評価が、今回、こういう形で表彰されたことは非常にありがたいことだと思っております。これからも地域社会に溶け込める形で運営していくという形、また、景観をこれ以上変えることなく、施設関係を運営していくという形で、また皆様のご協力のほど、よろしくお願いいいたします。(拍手)

小野幹事 小山内様、お願いいいたします。

小山内氏 今まで賞というものに大変、全然縁のなかった私にとって、きょうは大変感激しております。今回の賞の対象となった釜竹は、古いものと新しいものが融合した、まだまだたくさん古いくてきなものが残っている根津のまちに溶け込み、景観のよい建物に変わりましたことを大変喜んでおります。どうぞ現在もたくさん建物が建っていますまち並みに沿い、調和のとれた防災のよい建物であってほしいと区民の一人として願っております。本日はありがとうございました。(拍手)

小野幹事 引き続きまして、山森様、お願いいいたします。

山森氏 本日は本当にありがとうございました。非常に感激するとともに感謝しております。私、平成14年に別の場所から文京区に引っ越してまいりました。ある意味では、日が浅いわけですけれども、本当に引っ越してきてよかったなど。毎朝、犬と散歩し、

休日散歩する。幾ら歩いても飽きないんですよね。特に私、椿山荘の近くに住んでありますので、今回の写真もそういうことになったわけですけれども、ほんとうにいいところであると同時に、今後とも写真が趣味ですので、写真は撮り続けていくとともに、またこんな機会がございましたら、出品させていただきたいなと思っております。本日は本当にありがとうございました。(拍手)

小野幹事 佐々木様、お願いいいたします。

佐々木氏 皆さん、こんにちは。私は姓は佐々木、名は唯雄。人呼んでフーテンの寅と発します、ではないですね。きょうは本当にありがとうございました。私事で大変恐縮ですが、実はこの4月に53年間連れ添った妻を亡くしました。そして、ご覧のとおり、今、ひざの関節症で悩んでいます。大変落ち込んでおりましたが、実は、ある日、私のお医者さんに行きましたらね、その先生いわく、佐々木さんたち、いいことをやっているね。というのは、実は播磨坂のそばに住んでいるお母さんですが、大変このごろは播磨坂がとてもきれいになって、しかもホームレスもいないし、3人の子供が伸び伸びと遊べると。そういう空間をつくってくださったので、皆さん、感謝していますよと言われたわけですね。私にはこれがあったと。要するに、もう残り少ない人生は、少しでもお役に立つよう、掃除にかけようと思っています。

きょうもそういう気持ちを新たにいたしました。本日はまことにありがとうございました。以上でございます。(拍手)

小野幹事 ありがとうございました。それでは、都市景観賞の選考審査をいただきました西村会長から総評を兼ねて、ごあいさつをお願いいたします。

西村会長、よろしくお願ひします。

西村会長 文の京 都市景観賞受賞者の皆さん、おめでとうございます。私は都市景観審議会の会長をやっております西村と言います。司会者から選定結果について公表ということなので、少しご説明したいと思いますが、まず、選定の仕組みなんですけれども、今年は例年に増して84件という非常に多い件数の応募をいただきました。これを分科会をつくりまして、お隣の野生司先生に分科会の委員長になっていただいて、そして、こちらにいらっしゃる区民の審議会の5人のメンバーと、まず第1段階の選考をしてもらうということでやっていただきました。第1段階の選考というのは非常に数が多くつたものですから、まず書類選考で、各部門10件に絞っていただくと。そして、その10件に関しては、すべて現地に行っていただいて、そして、その中で非常に優秀なのを

2件まで絞ってもらうということで、それぞれの部門2件ずつ絞っていただきました。それをここにおられる景観審議会のメンバー全員で集まりまして、そして、すべての案件を現地踏査をして、そしてまたここに戻ってまいりまして、どちらを選ぶかということを公正に議論して、今回のそれぞれ合計3件の受賞が決まったということあります。

「釜竹とその界限」に関しては、昔懐かしい土蔵をうまく生かしていただいて、そこに竹の生け垣があって、周辺、建物も和風を取り入れて、全体の雰囲気がよくなつたと。そしてまた、建物を建てかえるときに、前の環境よりもよくなるようなことができるというは、1つの理想でありますので、そういうものをやっていただいたということで、景観創造賞を差し上げようということになりました。

ふるさと景観賞は山森さんが応募していただいたて、一連の写真があったわけです。そして、それは例えば神田川沿いの風景、桜並木、胸突坂、さまざまなもののが駒塚橋周辺にあるということで、名前を「駒塚橋からの眺望」ということで、その全体の景観を1つのものとして表彰しようということで、名前を少し変えさせていただいて受賞ということになりました。

先ほどの話にもありましたように、大変緑豊かで、また地形の起伏があるところで、あまり車が通らない、静かな環境がそれぞれの主体の人の努力によってよく守られている、非常にいいところだという評価が非常に高かったところであります。先ほどのお話を聞くと、管理者がたくさんあるので、管理者が受賞ができないというのはちょっと残念なんですけれども、私は個人的希望ですけれども、せっかくプレートがあるので、プレートはどこか区の管理の場所か何かに飾っていただきて、この場所が受賞したんだということを広く一般区民の方に周知できるようにやっていただければいいかなと思います。この景観賞の1つの目的は、それぞれがいいということで表彰するということもありますけれども、そういういい場所が自分たちの身の回りにあるんだということを多くの人に知ってもらうことが同じぐらい重要だと思うんですね。そのためには、そういうものがわかるところにあるというのは非常に重要なと思いますので、これは予算もかかることなのであれですけれども、ぜひ考えていただきたいなと思います。

3番目の景観づくり活動賞のロード・サポート播磨坂さん、今、佐々木さんがお話しをいただきましたけれども、非常に広い範囲を毎日整備されていると、そして環境保全に尽くされていて、先ほどのお話もありましたけれども、その結果として環境が整っているだけではなくて、いろいろな安全にその場所が使えるような雰囲気もできていて、そ

のことにも活動の中で努力をされているということに関して、非常に高い評価があつたわけです。こういうふうに区民の方々の努力で、区の共有の財産である道路や緑が生かされているということは、ほんとうに大事なことだろうということで、受賞に至つたわけです。

ということで、これからもこういう形で身の回りの環境をきれいにしていただいて、周りの生活環境がもっと住みよくなることにお力添えいただければありがたいと思います。きょうはほんとうにおめでとうございました。

小野幹事 どうもありがとうございました。本日、表彰されました都市景観賞につきましては、区報「ぶんきょう」3月10日号に掲載する予定です。また、CATVでは、3月12日から3月18日まで放送を予定しております。なお、リーフレットにつきましては各区等に配布するとともに、窓口に備えつけ、PRを図ってまいります。

それでは、ここで集合写真を撮影いたします。助役と西村会長は受賞者席の前列の中央に移動をお願いいたします。

(集合写真撮影)

小野幹事 これで「第6回 文の京都市景観賞」の表彰式はお開きとさせていただきます。受賞者の皆様、本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。これからも景観づくりにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。受賞者の皆様に、もう一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

第2部の審議会でございますが、休憩を10分ほど入れたいと思います。35分から開会いたしますので、よろしくお願いします。

(休 憩)

小野幹事 それでは、皆さんおそろいですので、これから景観審議会を再開させていただきます。なお、助役は所要のため退席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。会議は3時を目指して終了させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。本日の議題は景観づくりについてということでございます。特に具体的なテーマを用意しているわけではありませんが、私どものほうで元町公園の都市計画変更に伴う検討結果の資料を提出しておりますので、後ほど説明させていただきたいと思っております。

次に、委員の出欠状況についてでございますが、斎藤委員と大野委員が欠席でございます。なお、ご発言の際はマイクをご使用いただきたいと思います。

これからの進行は、西村会長にお願いすることといたします。西村会長、よろしくお願ひします。

西村会長 それでは、きょうの議題は景観づくりということになっているわけですけれども、添付してありますとおり、元町公園のことが中心的な議題だと思いますので、まずはその件に関して、事務局から資料を説明していただきたいと思います。よろしくお願ひします。何でしょうか。

島元委員 この資料、実際、A3ペラ1枚ですよね。私、一番最近、教育委員会を傍聴したときの記録ですと、このペラ1枚のほかに当然、歴史性の継承についてなども含めた検討委員会の経過などを含めた資料が実際にはあったんです。それでその前には、第1回、第2回の都市計画審議会の議論の経過もあって、私は実際に景観審議会に都市計画審議会の結論をもって、一定の答申ないしは働きかけを都市計画審議会の事務局からやってもらえるのかなと思っていて、たまたまこの議題を見たときに、景観づくりという形で明確に出ていたので、それではそういう内容かなとは思ったわけですね。

それでちょっと質問なんすけれども、実際、小野さんから出されているこの報告というのは、都市計画審議会の要請、戸沼会長の要請に従って、景観審議会に正式に答申をするないしは報告をするという形で、この資料を出されているのかどうなのかということを一つ確認しておきたいと思って。

西村会長 では、その具体的な資料の位置づけとこの会議の位置づけに関しても含めて説明いただいて、議論をするということでよろしいでしょうか。

それでは、お願ひいたします。

小野幹事 それでは、その点も含めて資料を説明する前に、改めて区の考え方について説明させていただきます。文京区といたしましては、区が所有する土地や建物をより有効に活用することによって、区民の健康や福祉の増進を図っていく必要があるというふうに考えております。このたびは老朽化した湯島総合体育館の建てかえとともに、周辺の住民の方々に、安全で快適に利用してもらえる公園づくりを目指して、元町公園と旧元町小学校跡地の活用を計画しているものでございます。

計画を進めるに当たりましては、区の財政負担を軽減するため、共同事業者を募り、区と共同事業者との共同によりまして、区有地の有効活用を図って体育館の建てかえなどの区の課題を解決しようとしているものでございます。

島元委員 ちょっと待ってくださいよ、会長。

小野幹事 最後に行きます。最後、先ほどの説明……。

西村会長 準備をする文書があるでしょうから、そのまま適宜織り込みながら言ってください。

小野幹事 最後に説明します。このたび、元町公園の位置を変更しまして、建築を計画しておりますが、旧元町小学校側には道路の反対側にマンション等の市街地がありまして、旧元町小学校側に建物を建築した場合には、市街地への日影等の影響が出てくるものと考えております。それで元町公園と旧元町小学校の跡地を合わせた街区、これは四面道路に面しておりますが、南側の外堀通り以外の3本の道路は幅員が4メートルから8メートルということで、いずれも一方通行となってございます。建築される体育館を含む施設等につきましては、多くの人や車が利用するものと想定されます。このため、周辺市街地の混雑緩和を図り、歩行者等の安全性を確保するためには、旧元町小学校側に建物を建築するよりも、外堀通りからアクセス可能な元町公園側に建築するほうが適切であると考えております。

区の都市計画変更案に基づきまして、建築計画に当たっての条件設定をすることによりまして、文京区都市マスタープランや緑の基本計画の内容に適合させることができますとともに、日常及び災害時において使いやすく地域に親しまれる街区公園の整備、あわせて現在の元町公園の歴史性の継承を図ることができるものと考えてございます。

元町公園の都市計画変更に関しましては、都市計画審議会の中で景観や文化財的な視点からの議論が出ております。本日は区の検討結果につきまして、景観の視点から景観審議会委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。なお、いただいたご意見につきましては、次回の都市計画審議会に報告する予定にしております。

それでは、資料の説明に入りますが。

島元委員 そうすると、会長、いいですか。

西村会長 はい。

島元委員 そういたしますと、今、前段で全部報告したけれども、あなたがしゃべっているのは、景観審議会の皆さんには全部知らない話ですよ。そういうお話は正式に初めての話ですよ。前回、15回のときにたまたま元町公園の問題については、大きな話題になっていると、だから、景観審議会にもかかわる問題だから、いずれどんな形にせよ議論したいというのが委員の中から出された意見ですね。そういう話ですから、あなた

が今、区の計画によれば体育館だ何だかんだ、そんな話は一切、我々は承知しない話なので、そのことからまずきちんと説明することが必要だということで、今の前段の話についてはもう1回やり直すことを求めておきますが、少なくとも、今、小野さんが言われた中身というのは、この景観条例の22条のどの項目に当たるんですか。そうすると、お話ですと正式にやるわけですね。22条が含まれているのは、第7条の文京区景観審議会の設置の項目ですね。そのうちのどの項目で正式に我々に報告をなさるんですか。

小野幹事 審議会として、その条例の中では区長が諮問したものについて審議するというのと、あとは審議会が意見を区長に述べることができるという項目が条例には出ていたと思うんです。ですから、それ以外一切議論しないということであれば、議論ができなくなってしまうということになるんですが、いつもこの審議会でやっている表彰式の後は、その2つの項目に必ずしも合致しない形で議論をしているというやり方で今までもやっていたんです。というのは、うちのほうで景観アドバイザーを頼んでいまして、その報告をして、それに関する議論を皆さんの中でやっていただくというのを実は2年間続けたんです。ですから、それはその条例の中のどれに合致するんですかと言われてしまうと、厳密に解釈すれば、ある意味、その2つにも合致しないということになりかねない。

島元委員 会長、ちょっと待ってください。小野さんは、都市計画審議会の事務局も含めて、中心になってその報告をなさっていますね。あのときの戸沼会長も含めた第1回のこの元町公園に関する議論をなさったときの取りまとめの方向、それから、第2回目の取りまとめの方向について、どういうふうに受けとめておられるんですか。今、言われたような、例えば22条の問題について、アドバイザーの話じゃないんですよ。明確じゃないですか、しているのは元町公園の話じゃないですか。その中でどの条例のどの項目を使って、きちんときょう集まっている皆さんに相談するという立場をとっておられるのか、まずそれをはっきりさせてください。

小野幹事 あの……。

島元委員 条例を持っていないんでしょう、条例をだれか渡してください、持っていないんですよ。事務局に条例を渡して、どれに当たっているんだか。立場がまじめじゃないですよ。

西村会長 そこで議論を使ってしまうと、ほとんど中身の議論ができなくなってしまうんですけども、私は前回の議論のときに、この景観の問題は重要だからやるべきであ

ると。そのことに関してはちゃんとした場でやるべきだということは申し上げて、委員の方々は了解していただいたと思うんです。ですから、その意味では、今の扱っている問題は文京区の景観、ここに大きなものが建つと景観上、大きく変わるので、景観上非常に重要だということなので、この場で議論をしようということになったと思うんです。ですから、できれば私はなるべく早いところできちんと議論をして、皆さんの意見を聞いて、どういうふうに集約するかは少し議論しないといけないわけですけれども、とにかく議論の場にのせることが非常に重要じゃないかと思うんですね。ですから、手続き論もおありかもしれないけれども、ここで手続き論の時間をとっているとですね、議論できないと思うのです。

島元委員 ちょっといいですか。全然小野さんが言わないから、聞いておられる方がいれば、その方が発言してもらったらいいと思うんですけども、少なくとも教育委員会のこの文化財の担当をなさっておられる庶務課長の方は、結局、文化財保護審議会には答申しませんと、意見は聞きますけれども、答申はしませんというんで、都市計画審議会で戸沼会長が少なくともいろいろな形を含めてきちんと文化財保護審議会ですとか景観審議会の意見を受けとめてくださいよと僕はそう聞いているんですけども、そういう内容としてこの問題を受けとめて、それで景観審議会に報告なさっているのかどうなのかということが大事なわけです。

もしそういう立場でやっておられるとすると、このペラ1枚の話で、これでいかがでしょうかと。文京区はこう考えていると、いきなり文京区は考えておられると言われても、ほんとうに困っちゃうんです。だから、どのくらい真剣に審議会の皆さんの意見を聞くつもりなのか、ほんとうに聞くとして、都市計画審議会であれだけの資料を出されて、ああいう結論になっていて、さんは変更そのものについても、これだけの議論の資料では恐ろしくて決定できないと言って延ばしているわけですね。その決定の重要な一部を担っているのは景観審議会であり、文化財保護審議会だと都市計画審議会の先生方はそう言っておられるわけです。

ところが、我々は皆さんが出された何十枚もの資料のうちのたった1枚で、景観審議会の意見はこうでしたという形でまとめられては、ほんとうに都市計画審議会の先生方はまた迷惑すると思うんです。恐ろしくて結論を出せないと思うんですよ。そういう意味で、我々がどういう意見を持つのかは、それぞれ皆さんの意見があるから、私は存じ上げませんけれども、少なくともどのレベルで、どの土俵できちんと

した議論ができるのか、どうした資料を出せば、皆さんが納得できるような議論ができるのか、そういう点で、事務局が苦労された点だけはっきりしてもらわないと、私はなかなか議論が進まないと思っているので、聞いているということなんです。

田中委員 関連していいですか。私も開催の通知とこの式次第を送っていただきましてびっくりしました。確かに前回おっしゃるように、景観審議会としても元町公園の景観をめぐっては何かきちんとした意見を上げなければいけないということは合意であったかと思います。でも、そうしたらどうしてきちんと景観審議会に諮詢をするということをされなかつたのかということをまず伺いたいと思います。

西村会長 この会の位置づけですよね。

小野幹事 先ほど西村会長もおっしゃっていましたけれども、前回、議論したほうが多いだろうということで終わっていました。そのときに田中委員もご発言されていたと思うんですが、そのときは22条の3項があるんだから、できるんじゃないかというお話だったと思うんです。ですから、この場を例えれば22条3項にしましょうということで、委員会としてそれでやっていくということであれば、当然、その位置づけになるんだろうと思うんです。それは私のほうで決めるという話では多分ないんだと思うんです。

ただ今、都市計画審議会で元町公園についていろいろ議論されている、その中で景観審議会の話題も出ているということですので、私どもとしては、都市計画審議会に出されている資料。今回、1枚ペラとおっしゃって、まさに1枚ペラではあるんですが、実は区がたどり着いた最終的な考え方方がここに全部エッセンスとしてはまとまっているということなんですね。ですから、これを説明して、こういう結論に達していますということでご説明すれば、区が今何を考えているかというのはご理解いただけるんだろうと思うんです。それに対して、もし何かご意見があるんであれば言っていただくということになろうかと思うんですね。おそらくこれから説明したいと思っていたんですが、何をやろうとしているかはご理解いただけるんではないかと思っていますが。

田中委員 そうしましたら、11月16日付で、都市計画審議会の戸沼会長から区長あてに文化財保護審議会、景観審議会の見解を聞くようにという要望が出されておりますよね。お持ちですか。それは文化財保護にかかる専門家に意見を聞いてくださいとか、景観の専門家の意見を聞いてくださいというお願いではなかったと思うんですよ。きちんと審議会の見解を聞くようにという要望が出されていますけれども。

小野幹事 ペーパーですか。

田中委員 そうですよ。ちゃんと私、そのお答えも持っていますけれども、お答えは私からは言う必要はない。そちらからお聞かせいただきたいと思います。それから、同じく21日付では、教育長あてに文化財保護審議会の見解を聞くようにというのが出ておりませんか。全然そういうものはありませんか。

川北委員 都計審の会長からいろいろな要望、口頭であれ文書であれいろいろいただきました。前回、西村会長からもお話がありましたように、例えば景観審議会で何も言わなければ、景観の委員としてもというお話がありましたので、次回やるときには景観委員会のそれぞれの話を聞きましょうということで閉じられたと思うんです。ですから、それはきょうのこの機会だと思うんですよ。ですから、お二方の入口論でいきますと、話が進まないという話です。田中委員からも先ほどお話がありましたが、景観条例の条項の中での景観審議会としてのご意見を聞く、あるいはまとまらなければ、例えば、景観審議会の委員の方たちはこういうご意見がありましたという形で、それを都計審に持っていくような形にはなると思います。

西村会長 まずは柳澤さん、それから田中委員、どうぞ。

柳澤委員 私も前回の審議会でちょっとお話が出て、その後、朝日新聞の地方欄にたしかこの経過が出ていて、景観審議会の意見を聞くということが出ていたと思うんですね。それで今回、資料をいただいて、これは正式に審議会のほうに答申されるものなのかなと思ったんですが、今のお話を聞いてみるとそうではないようですね。都市計画審議会から景観審議会に審議をしてくださいという依頼があってのものではなくて、立場としては勝手に景観審議会で審議をして、こういう意見がありましたというような今の説明だったんですが、それだと私たちとしても、その意見がどのように使われるかわからないというところで、責任を持った発言はできないと思うんですね。景観審議会でも議論がされて、こういう意見が出ましたよということが景観審議会の結論になってしまふんだとしたら、確かに文京区からの資料では、あまりに事前の知識が足りな過ぎて、何も言えないなという気がしますし、都市計画審議会での議論が今どういうところで問題になっているのか、そういうことも知りたいと思います。ですから、ほんとうに雑談として話すのだったらいいですけれども、きちんと審議会の委員としての発言というのはできないと思います。

西村会長 同様なことが、どうぞ。

田中委員 専門家の意見を聞けばよしとして、9月4日に、これは西村先生もご出席に

なっている、意見を聞いていらっしゃいますよね。それから、元町公園の現況調査というのも行っていますよね。そこの中に景観について述べられた部分はなかったですか。そういうような資料を出していただかないと、私たちもほんとうに判断する材料も何もないわけです。これ1枚ということでは、ここまでいろいろな方がどういう意見を、専門家の方がどういう意見をおっしゃったとか、現況はどうなっているんだとか、そういうもろもろの資料。それから、いろいろなところから要望書なりいっぱい上がっていると思うんです。それぐらい区民の方々、学界の方の関心も高いと思うんですけれども、そういうものをきちんと示していただかないと、私はちょっと恐ろしくて、意見が言えないという気がします。いかがですか、現況調査の中にも景観に触れられた部分はなかったわけですか。専門家の方と意見を交わされたというのも、文化財の関係のほうはホームページにアップもされていないのではないですか。いかがですか、原口さん、その辺。

西村会長 じゃあ、一応答えてください。まず、文化財のほうからどうぞ。

原口幹事 ホームページのどの辺の資料ですか。

田中委員 都市計画部でいきますと、9月4日に意見交換をしましたという最初、元町公園に関する学識経験者との意見交換会、9月4日午後2時からというので、こういう28ページにわたる記録がホームページ上で公開されています。その後、文化財の専門家の方々とも意見交換をしていらっしゃると思うんですけども、それはきちんともう情報は提供されておりますか。

原口幹事 9月12日に検討会として、意見交換会をやってあります。その記録については、たしかホームページには載せてございませんが、公開はしてございます。

西村会長 先ほどの。

小野幹事 資料が不足だというお話なんですが、都計審で出したのと同じ資料をつけるべきである、つけてほしいというご要望ということでよろしいんですか。

田中委員 私が1つ聞きましたのは、現況調査をなさった、それは大事な資料だと思うんですけども、そこの中に景観についての記述をされた部分はありませんでしたか。そういうことがあったら、私たちはやっぱり現況調査をなさった中の、そういうこともきちんと参考にすべきだと思うんですね。

西村会長 いかがでしょうか。

小野幹事 現況調査の最終的にいろいろ途中段階では記述があるんですが、まとめとい

うところでまとめているのが最終的にあるんですが、ここに大体要約されているかと思うんですが、ちょっと読ませていただきますと、「元町公園は昭和5年に東京市より小学校と一緒に建設された震災復興小公園52カ所の一つである。神田川に向かって下る本郷台地のかけ地という立地を生かし、旧元町小学校校庭と連続した北側広場、眺望を意識した西側広場、住宅地と調和した東側広場、遊戯場など、地形や周辺環境との調和を図り建設された。正面に対しては左右対称に置かれた門柱、壁泉、柱状、装飾などにより、強い正面性を持った住宅の構えをつくり、公園を印象づけている。また、内部には地形を実感させるカスケードやモダニズムなどの影響を強く受けたパーゴラ、露壇などの諸施設を配し、すぐれた構成、意匠の公園となっている」ということで、まとめとしてございます。

今回、私どもでまとめたこのA3の中には、この辺のことを十分配慮した形で対応したと考えてございます。

田中委員 よろしいですか。今のもっと前半の部分に、元町公園の景観の特性として1、2、3としてそれぞれきちんともっと詳しく、視点場としての公園とか、電車や通りからの景観であるとか、坂道からの景観であるとか、もうちょっと詳しく分析して書いてあると思いますし、私たちはこの現況調査もきちんと読んで望むべきではないかなと思いますよ。

西村会長 はい。もう1点、それに関連して、きょうご欠席の齋藤委員からも意見が出ておりまして、やはりこここの審議会の位置づけを明確にしてほしいと。都市計画審議会との関係で、正式に意見を聞かれたんだったら、審議会の議事録があるべきではないかとか、どういう立場なのかということを明確にしないと、なかなか議論できないんじゃないかというご意見のものが出てるんです。いかがでしょうか、その辺は。どうぞ。

島元委員 今、言われた点の、検討委員会のまとめで言えば、そういう内容というのは、ほんとうにこの景観審議会のところで議論をさせていただく、皆さんもしてもらうということであれば、当然のごとくそろえて、皆さんと同じ立場でその問題については当たれるような状況をつくって初めて行政の側から景観審議会について、問題を投げかけたという話になるんじゃないでしょうか。だから、それを区はやらないんだということなのかどうなのかということを、僕は先ほど一番最初に確かめたんです。だから、22条のどの項目でやっているんですかということについて、きちんとお答えしないと、そのことはもう参加された皆さんにはわかりません、条例をみんな持っているわけですから、

それをちゃんとしてもらうということと、そうした資料をそろえてやらないと、斎藤委員が言われるような中身にも答えない形になるんじゃないでしょうか。

西村会長 どうぞ。

小野幹事 繰り返しになってしまいますが、審議会の22条の関係でいいますと、今回諮問はしていませんので、2項には該当しないと。それから、3項については審議会として区長に意見を述べることができるということは、これは審議会の皆様で決めていただくという内容ですから、それは事務局が参考でやりますとかという話には多分ならないんだろうと思うんです。今回は都計審で元町公園について報告させていただいているので、この場の時間をおかりして報告させていただいて、審議会そのものは正式なものですから、ここでいただいたご意見については、都計審に報告させていただきたいと考えているということなんですが。

島元委員 少なくとも22条の構成というのは、1、2、3に分かれておりますが、2の中身というのは景観審議会をきちんと開いて、それに必要な課題を提起するために、実際には区がつくった条文です。今度の元町公園の都市計画変更の問題は、この2のところの1、2、3、4の部分の必ず当てはまっている内容だと思いますよ。それをあえて答申しない、諮問しないんだとおっしゃる立場をどうも言っておられる、問題を一度も提起しないという話だから、前回の15回のときには斎藤委員も含めて、この審議会の委員の発言をされた方は、ぜひこの問題について議論しようよという話になって、22条の3の条項があるから、独自に区が諮問しなくてもできますよねという確認をしてやろうじゃないかと。

しかし、一番大きな問題を抱えて、そして問題提起しているのは皆さん方ですから、皆さんのほうから責任持った、これまでのほんとうに税金を使ってつくられた資料というものをきちんと出してもらうということは、我々の委員の議論を進める上で一番必要な条件をつくるんじゃないですか。そのことについてどう考えておられるのかということもきちんと報告してもらわないといけないと思っているんです。

西村会長 このままいくと全然議論ができないんですが、こういうことはできますかね。少なくともどういう状況、説明を全然知らないメンバーもいらっしゃるので、全然知らないメンバーは今の段階で全然議論ができないわけですね。どういう状況かもわからないです。説明をいただいて、きょうはその22条の3項という形で自主的に議論するのであるので、というのはここで何か統一的な見解が出るとは、今のところ先がわから

ないので、とてもわかりませんので、とにかく皆さん状況がない、情報を共有していない段階なので、少なくとも準備されたもので説明していただいて、もしそれで足りないということであれば、何が足りないのか、何があればもっとよく議論ができるのかということは、説明を聞かないとわからないと思うんですよね。そしてまた、そういう注文も出していただく。もしくはこの中で言えることがあれば言っていただくということで、まずはワンラウンド議論をして、そして、その後で今おっしゃったように、これは正式な諮問がどうしても必要であるのかどうかと、またそこで意見を一致させないといけないのかどうか、一致させることができるのかどうかということも含めて、次のレベルで議論すると。

したがって、まずはここに挙げられた情報が十分であるのかどうかということも含めて、皆さんのがチェックする意味で説明をしていただいて、情報の共有をこの第1段階として図るということから始めないと、なかなか次の深まった議論ができないんではないかと思うんですね。きょうの時間も限られているので、できればそういう形で進めていただいて、そして、そこでどうしても結論が出ない、もしくは判断ができないということであれば、どういうものをつけ足せばいいのかということを要求して、次のステップに進むと。いずれにしても、少し議論をやらないと。動議ですが、いかがでしょうか。

田中委員 会長のおっしゃることはわかりました。ただ、次のレベルに行った段階で、区としては審議会に諮問する意思がほんとうにありますかということを私は思うんです。というのは、文化財保護審議会には諮問しませんということをこの間の教育委員会ではおっしゃったわけですね。庶務課長さん、いかがでしたでしょうか、この間の教育委員会ではそうだったように私は記憶しておりますが、その諮問しませんとおっしゃった理由を述べていただけますか。

原口幹事 直接的には別なんでしょうけれども、今のご質問に十分お答えできるかどうかわかりませんが、先日の1月16日の教育委員会で、区の検討結果についてご報告をして、この検討結果については、まとめとしては、教育委員会としては了承したことです。その中身につきまして、文化財審議会に諮問するかどうかという議論も、要望等もあったんですが、これについては諮問しないということで教育委員会として了承しております。その中身……。その報告の……。

田中委員 メモをよくお読みになってください。

原口幹事 読むというか、教育委員会では、その審議内容について、議事録については

まだまとまってございませんので、そのときに私が読み上げたメモ等について、簡単に紹介したいと思います。

教育委員会の見解案としまして、私のほうから報告してございます。教育委員会としては、以下のことから現在のところ、元町公園を区の指定文化財として文化財保護審議会へ諮問する考えはないと。その理由として幾つか挙げまして、元町公園が条例2条

条例というのは文化財保護条例です であるその他の名勝地であるとは、区の指定基準及び名勝指定された他の公園例からしても該当するとは考えにくいと。

もう1つは、教育委員会では、総合体育館の移設用地とする区の方針を、区と同一歩調で了承してきたと。それから、区の検討結果につきましては、文化財保護審議会委員を含む専門家の意見や文化庁の意見、さらに専門機関の現況調査、報告書も踏まえたもので、元町公園の有する歴史的な継承は図られるものと考えると。それから、検討結果である保存箇所については、一定の価値が想定されることから、文化庁や東京都と連携をとり、例えば登録文化財としての保存の可能性を検討すると。それから、文化庁からも公園の地割、いわゆるレイアウト等ですが、公園の地割に配慮する工夫及び前面の左右対称性の維持等についての言及があるということなどから、教育委員会としては、文化財保護審議会へ諮問する考えはないと。これについていろいろ意見が出まして、幾つか意見がございます。例えば、「デザイン性の高いものがきちんと保存され、かつ体育館も建設できる。区民としてこの施設を総合的に活用できる利点が大きく、かつ文化財と言われる保存面も配慮されている案だと思うので、前に進めたほうがよいと思います」という意見。それから、もう一人の方の意見では、「私はこの案はとてもよい案だと思います。進めたほうがよいと思います」。それから、もう一人の方の意見は、「体育館の建ち方だと思うんですけども、「そうなると体育館も調和を考えて建設しなければならないですね」等の意見がありました。

それから、最終的に委員長のまとめとしては、文化財としての手続を進める必要があるかどうかという点についても、検討会の結論を待ってからという話もありましたが、今回、ご報告いただいた内容で了承して、前に進めていただくことにしましょう。これまでいろいろな意見や議論があってこの案になったわけですから、この案が後退することのないようにお願いしますと。今後も議論する機会があると思いますので、現段階ではこの流れで前に進めていただくことにしましょうという形です。私が今読んだメモについては、聞き取りでございますので、教育委員会の概要でございますので、ひとつそ

の辺のお取り扱いはよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

田中委員 私は教育委員会を傍聴しておりまして、非常に疑問に思ったのは、文化財保護法の2条には該当しないという判断を下された。それから、登録文化財として保存したい。

島元委員 保護条例。

田中委員 ごめんなさい、2条、保護条例。それから、登録文化財として保存したいということをおっしゃいました。でも、本来だったら、これはきちんと文京区の文化財保護審議会に諮問をして諮るべきことではないのかなと思って私は聞いておりました。ということがあるということは、私は文化財保護審議会にも諮問しないという強いお立場であるから、景観審議会に果たして諮問をなさるかどうか、次のステップに行って、そういうことでいいのかなという危惧をちょっと抱きました。

西村会長 どうぞ。

島元委員 私もその点で言うと、保護条例の2条の6のところに名勝、庭園、橋梁というのがあるわけですね。それで明確に文化財の問題について、この名勝の規定の中では、文化庁も含めて、今度は関東大震災以降のものについてもきちんとした対象にするという項目が今度は明確に入っています。そういう条項であるにもかかわらず、それを直していないのが文京区のこの条例というだけの話であって、慣例的に運用しているだけであって、現実に国が大きな形で新たな近代のこうした施設を含めて対象にしている状況を考えたときに、あえてそういうものを無視した形で2条には当たらないと、該当しない形で外すという考えで了承を求めるのも非常におかしいと思っているのと、同時にこの間、私が傍聴したりする限りの話では、文化性や歴史性の問題じゃないというご意見の委員の方が随分ありました。

文化財としての価値をどこでどうやって確かめてくれるんだと、文京区のこの間の議論というのは、理事者の議論も検討委員会の議論も含めて、文化財としての価値を認めための調査研究は1つもないんですよ。そういう点がみずからは専門外だと言いながら、そうした力を持っておられる方々の力の結集をなしにして、こういう形で決めていくという話になると、これはやはり一体結論はどうなんだと、多くの方が懸念したり、恐ろしいという発言が出ることにもつながっているんだと思うんです。その点をほんとうに私は思っているものですから、私はこの景観審議会のところに、ぜひ文京区が諮問

をすべきだと、22条の2の項目のどれに当たるのかということを明確に示して、責任ある回答を皆さん議論の中から引き出してもらうという姿勢をぜひともとるべきだという立場です。

西村会長 ありがとうございます。はい、どうぞ、西郷委員。

西郷委員 私は会長がおっしゃった内容で、齋藤先生が1番と2番とよく分けていたりまして、今までの議論でいいますと、多分、本日の会議は2になるわけなんですね。今までの皆さんご意見では、ちゃんと1にすべきであるということなので、きょうは2をして、次に1をやるというのがいいんじゃないかなと思います。

西村会長 いかがでしょうか。少なくとも質疑をやらないと中身に対して理解が深まらないと思うんです。ご判断いただくのは次の段階だとしても。はい、どうぞ。

原口幹事 さっきの教育委員会の検討結果の報告をしましたけれども、あわせて一つ報告があります。文化財審議会の会長に対しましても、助役から今回の経緯と教育委員会の検討結果を話しまして、会長さんからは、この案について一定の理解を得てございます。それは申し伝えておきます。

白石委員 各委員のおっしゃっていることはよくわかるんですが、整理していただきたいと思っていまして、私たち景観審議委員として何を議論していくべきかということが見えなくなってしまったなど今の話を聞いていて思ったんですね。私たちは都計審のメンバーではないので、都計審の関係する法案については都計審が審議すると一応分かれているわけだと思うんです。その中で、教育委員会の話も出てきましたけれども、教育委員会が進める、ある方面では困ったという意見がいろいろ出ていると。その各、任された中での委員会の審議だと思うので、西郷委員もおっしゃいましたけれども、今後、どういうふうに進めていくかというのはあるかもしれませんけれども、きょう、私は初めてお話を聞いてこの席に来たときに、流れからいくと、委員長が前回のときに大事な話なので、今度はしましうねというお話をされ、都計審の話も聞いたときに、会長が景観審議委員の話も参考に聞いてみたいなということもあり、その中できょうタイムリーに早くこういうものがおされたので、話を聞いてみないと先へ進まないのがまず一個かなと。その中で、私たちが景観審議委員としてどういうことを求められるかというのを委員長で示していただければ、いろいろな議論ができると思っています。

西村会長 ありがとうございます。ということで、ここで何か最終的な判断ができるような状況ではおそらくなさそうですし、今配っていただいた、これは15ページの調査

報告ですか、こういうのも今まで配付資料がなかったわけだから、その意味では、いろいろな適切な配付資料をこちらから要求することもあり得ると思うんです。ただ、それは今、白石委員がおっしゃったように、すべての都市計画的な判断をすべてやるのか、文化財的な判断をここで全部やるのかといったら、それはそれぞれの専門があるわけなので、ここでは少なくともその中で景観にかかわる部分に関して、適切に判断できる必要十分の情報がほしいわけですよね。それに何が足りないのかというのも含めて、皆さんここで注文を出していくたいて、適切な判断ができるような議論をやるということが必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

野生司委員 そもそもこういう都市計画変更をしようとしているのは、湯島の体育館を建てかえたいということからの事の発端なわけですね。ほんとうに湯島の体育館が、今のところで建てかえができないのかという、それがおそらく区側で何か証明していただけるんだと思うんですけれども、まずそれが我々からすれば知りたい、あそこに建てかえがどうしてできないのかということ。

それから、先ほどのお話だと、ここにつくった場合にほかの施設も民間の施設と一緒につくる構想があるように聞こえたんですけども、それを開示していただいて、それを残すか残さないかといったら、だれしも残したほうがいいという意見になると思うんですけども、どこまで許容できるかという話だと思うんです。そういう意味では、これから今後、ここに何をどのように具体的に建てようとしているかという中身を知りたいと思います。それによって保存する中身が決まってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺をもう少し開示していただけるとありがたいと思います。

西村会長 いろいろなご意見をお伺いしまして、まずはここで準備した資料に従って説明をいただいて、質疑応答をやると。少なくともきょうの限られた時間でそこまではやるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

西村会長 ありがとうございます。それでは、今、幾つか資料や中身の補足的な説明が必要だというご意見もあったので、そこまで加えていただいて、資料を説明していただく。それをもとに質疑をまずは行いたいと思います。それでは、どうぞ。

小野幹事 今、席上に配付させていただいたのは、区のほうで元町公園現況調査報告書というのを、今年度11月に調査を行った報告書の15ページ、まとめの部分と経過の分、先ほど田中委員から景観の記述という部分がございましたが、その部分を1枚、1

5ページをコピーしたものでございます。

それでは、提出しております A 3 の 5 ページの資料について説明をさせていただきます。野生司委員のご質問については、また後ほど説明させていただきます。

まず、元町公園の都市計画変更に伴う建築計画について。建築計画という名前がついていますが、建築計画に伴う条件についてという条件設定の場合、こんなことを考えていいきたいということでまとめた結論でございます。基本的な考え方といたしましては、基本方針として元町公園と旧元町小学校跡地との一体的な整備によりまして、公園機能と防災機能をより向上させていきたいと考えてございます。このことから、建築物及びその敷地につきましては、新しくつくる公園と一体的な利用を図っていくと。それから、元町公園の歴史性を継承するために、外堀通り沿いの基幹部分を現状のまま残すとともに、改修する部分は可能な限り現状の形に復元を図っていくということです。

それから、公園と総合体育館及びその敷地の活用によりまして防災機能の向上を図つていきたいということです。よりよい建築計画とするために、新設公園分については、その有効活用を図つていきたいということです。その具体的な対応として以下 1 から 3 まで書いてございます。まず、歴史性の継承につきましては、右側に区域 A、区域 B と分けてございますが、区域 A、約 900 平米弱でございます。この部分には主要施設、カスケード等壁泉、主要施設がまとまってある部分でございます。これにつきましては、現状のまま保全したい。それから、区域 B につきましては、主要施設が少ないとから再整備することはやむを得ないとしますが、整備後は現状に近い形態に復帰すると。左右対称の構成は遵守すると。これは先ほどの現況調査の報告でも、左右対称性というものは極めて大きな特徴ということで、出されているものでございます。

2 番目の連続性の確保ということでございますが、まず 1 つとしては通路の設置。区域 A、現在の公園部分ですが、それと北側に新しく公園ができるわけですが、その現在の公園部分と北側に新しくできる公園を結ぶ通路をつくる。原則として開放する形のものにする、だれでも行き来できる通路にしていくということです。2 つ目として一体的な計画ということで、区域 A と北側の新しくできる公園を連絡する通路を建物の中に設置する、貫通通路を整備する。それで一体性に配慮した動線計画、あるいは配置計画といったものにしてもらうということです。3 番目といたしまして、区域 A、区域 B を一定の制限をかけるということで、建物の配置が制約されます。その関係で建物を新設公園と建築敷地の境界線ぎりぎりまで配置してもいいと。今、真ん中あたりに横の線が入

っていますけれども、その境界線ぎりぎりまで配置してもいいですよと。通常、出入り口を設けて、そこで使う通路については、自分の建築敷地の中で処理するというのが原則でございますけれども、例えば、その通路部分を公園部分を利用して処理するということも可能にすると。それによって仮想ですが、建築敷地が一部北側に伸びたような形、その計画も許容していこうということで、新設公園の一部分を建築計画のオープンスペースの一部とすることができるというのはそういう意味でございます。そういった形で今後、プロポーザルの条件の中に一部ということになるかと思いますが、こういった条件を盛り込んだ形で歴史性の継承、あるいは使いやすい公園の整備ということを図つていきたいと考えているものでございます。

次の A 3 のものは、都市計画変更の図面そのものでございまして、真ん中に元町公園と北側に元町小学校と書いてございます。今は南側に元町公園があるわけですが、北側の少し黒く太い線で囲んだ部分に公園を移そうというものでございます。

最後、7ページでございますが、これはあくまでもイメージ図ということで、イメージのパースでございます。これにつきましてはあくまでも 1 つの形ということで、必ずこうするという意味で書いているわけではありませんが、区域 A をそのまま保全し、区域 B について復元するということであれば、おそらくこのような形が想定されるのではないかということで書いているものでございます。右側のところに貫通通路をつくってございまして、ここで車あるいは人の出入りを外堀通り側に確保するということでイメージしてございます。真ん中に入り口が書いてございますが、上に伸びている部分が建物になる部分ということで想定される部分、建物の真ん中に貫通通路を設置しようと、前後をつなぐ、外側には通路を確保するといった 1 つのイメージを書いたものでございます。

それから、先ほどの野生司委員のご質問でございますが、今ある湯島の敷地につきましては、安全条例の 6 メートル幅員の部分に抵触しております、それで直ちには建築ができないというような状況になっているということでございます。あとは複合部分については企画課長のほうから。

徳田幹事 今後の建物の話なんですけれども、今回、区としては今、説明があったように 3 つの方針を持っています。1 つは体育館を建てかえるよと、それからもう 1 つは元町公園のところに一体的整備をしますよ、それからもう 1 つ、区の財政の負担を極力避けるために、これは区の単独事業ではなくて、民間事業者との共同事業で実施したいと、

そういう3つの方針を立てました。今言われている内容は3番目に当たるんですけれども、私どもとしてはここに当然、民間事業者との共同ビルを建てるんですが、確実にまず体育館は必要です、これは当たり前です、体育館をもともと動かすためですから。それから、今の区にとって最重要施策である、できましたらなんすけども、一部、子育てに関連する施設も入れたいとは思っています。残りについては、はっきりいいますと、もう区の範疇ではなくて、共同する民間事業者が何を入れるかという話になります。今決まっているのはそこまでです。

西郷委員 ちょっと今まで質問。

西村会長 はい、どうぞ。

西郷委員 いわゆるはやりのPFIという形になるんですか。

徳田幹事 純粋なPFIの形までいかず、これは区有地ですので、区有地を活用した形で、区の財政負担を減らすという意味です。例えば、区有地の活用というのは、簡単に言えば土地をいろいろな手法は決まっています。例えば売却するとか、賃貸するとか、定期借地にするとか。方向としては売却というのはまず難しいなど判断していますので、定期借地とか賃貸の形を考えたいと。

西郷委員 その場合、湯島でのPFI、民間事業者の共同というのは考えていますか。

徳田幹事 湯島の場合、今説明があったように、東京都建築安全条例に抵触している関係で体育館が建ちません。跡地についての活用はどうするかという問題があるんですが、現在、本駒込二丁目にある財団法人の東洋文庫が、その土地があくならば、東洋文庫が取得したいという申し入れがあります。

西村会長 ほかに。

島元委員 湯島の総合体育館の安全条例問題ですけれども、6メートルの安全条例の道路の足りない部分はどこからどこまで何メートルですか。足りないんでしょう、今、6メートルの接道の義務を果たせないと言っているんでしょう。どのぐらい足りないですか。

徳田幹事 今は道路は5.1メートル。

小野幹事 1メートル弱。

島元委員 その両側はどこの持ち物なんですか。接している両側は。

徳田幹事 民有地。

島元委員 だから、民有地はどこですかと聞いている。

徳田幹事 どなたが持っているということですか。

島元委員 そうそう。

徳田幹事 それは今、手元にございません。

島元委員 そんなことないでしょう。

徳田幹事 とにかく、私どもが言っているのは、体育館だけ下げればいいという話ではないということを言っているんです。

島元委員 いやいや、そんなことじゃないよ。

徳田幹事 前面道路6メートルというのは、体育館の分だけ下げればいいと、いわゆるへびたまはだめだという結論が出ています。

島元委員 そんなことは当然です。

徳田幹事 ですから、全体としての必要になります。

島元委員 それはどのぐらいありますかと、接道がそこまで入ってくるまでにどのぐらいありますかと聞いている。

徳田幹事 ですから、今資料を持っていないと言っています。

島元委員 もっと調べなきゃだめでしょう。今度の計画で一番不思議なのは、湯島は建てられないってすぐあきらめるわけですね。それであきらめると今度はすぐ元町の公園の、あれだけの価値のある公園だって皆さんが言っていて、残したいという声のところにすぐ持ってくるというこの短絡さですよね、一番みんなが理解できないのは。それで、湯島の総合体育館の土地のつけ方はどういうことになっているのかについてもわからない、知らないみたいな話になっているんじゃ、これじゃ全然そこを調査していないということと同じじゃないですか。それでこうした大きな問題を、都の名勝の指定するような公園にもなり得る、国もしたいと言っているような公園そのものを使い勝手の問題だ何だといって外すなんていうことの発想がむしろおかしいと文京区は言われているんじゃないですか。

そういうものに僕らが、ほんとうにそれでいいんだろうかというのを、知恵を出さなければならぬときに、知りません、持ってませんなんてという話だったら、調べていらっしゃいということできょうは終わりですよ。そういうことをちゃんと調べて、できないのかできるのか、はっきりさせないとだめでしょう。ちまたで言っている話は、湯島の総合体育館の周りはみんな三菱の地所だと言っていますよ。三菱の地所に三菱は返すんだと言っていますよ。僕が言っているんじゃないですよ、僕は知らない話だから。

そうしたら三菱に譲ってもらって、6メートル道路をつくったらもっと簡単じゃないですか。そんな話でいったら。そういう話をきちんとやらないとだめですよと僕は言っているんですよ。

川北委員 体育館をどうのこうのじゃなくて、ここはあくまでも景観審議会の場ですから、景観についてのご意見をぜひ聞かせていただきたいですね。

島元委員 だから、川北さんもそういうことであればきちんと審議して、諮問なさらなきゃだめです。それで今言われたように、この体育館の移動の問題が一番大きな問題でかかわってきているんです。だから、そのことを抜きにやろうとすればおかしな問題が起こってくるんです。例えば、都市計画審議会で公園だけ計画を外しますよという話になつて、その後、今、計画して小野さんがしゃべったような建物が実際に建つんですか。いろんな変化が起きるんじゃないですか。一番最初に外れるのは公園がなくなっちゃうだけなんですよ。そのときに景観がどうなりますかという話だから、私たちはあそこが持っている特別の景観というのはこの調査でも3つ出ていますよね、3つだけじゃもちろんないんですけども、そういうところが簡単に手放していいものかどうなのかということをきちんと考えたときには、今言ったような基礎資料はきちんと出してもらわないでできない話じゃないですかという話なんです。

西村会長 こうしたらどうでしょうか。少なくとも先ほど野生司委員もおっしゃったように状況がよくわからないと、特に体育館問題ですね。そうするとそういうものが事実経過としてどういうふうになっていて、この場でこういう議論がやられているというは、こういう背景があって、こういう事実があるからこうなんだということが少なくともわかるような資料があれば、それで説明できると思うんです。ですから、それがないと、なかなか今のような議論が繰り返されるので、それはつくればそれほど難しくないと思うんですよ。ですから、それは出していただくということで、少しその部分は宿題として残しまして、ほかのことについて少し議論をお伺いしたいんですけども、田中委員。

田中委員 私もほかのことじゃなくて、この計画の背後にはいろんなことがあるわけですよね。私たちは川北さんが景観だけ論じてくれればいいと言われたんですけど、私は区の全体に影響するようなことを景観だけ論じてくれればいいということではできません。それはなぜかというと、先ほどもちょっとお話が出ましたが、区立小中学校の将来ビジョンのドミノ倒しに非常に影響しているわけですね。老朽化しているから、して

いるからとおっしゃるんですけど、老朽化している六中……

(テープがえ)

……それから、もう1つ話が戻りますけれども、ごめんなさい。先ほど小野さんが6メートルの東京都の安全条例にひっかかる。だから、直ちに建築できないとおっしゃったんだけど、直ちにじゃなきゃ建築は可能なんですか。老朽化とか直ちにとか非常に急がれる裏には、学校統廃合のドミノ理論がここに影響していると思いますよ。

それから、東洋文庫があくなら取得したいということをおっしゃったんですけれども、これは情報公開をかけても、5月17日以前のものは出てこないから何とも言えないんですけども、ほんとうは東洋文庫が狭くなったからどこかで土地を探しているというときに、区からお話を持ちかけられたわけですよね。この専門家との意見交換会のときに、盛んに東洋文庫が来たいと言っている、来たいと言っているということが書いてあるんですが、来たいと言っているのは文京区が協議を持ちかけたから来たいと言っているんじゃないですか。結局、そういう……。

徳田幹事 そんな事実はございません。

田中委員 ないということですね。

徳田幹事 推測でやめてください。

田中委員 そうすると、きちんと情報公開を出してくださるなり、その経過を1つは説明してください。それからもう1つは、この体育館のことについて、移転するとかそういうことに利用者の声が私は全然反映されていないと思うんですよ。今、アンケートをとっていらっしゃるのは移転ということが前提ではないと聞いております。だから、地元とか体育館利用者にはどのようにご説明になって、区民参画でどのように方向性というか、きちんとまとめていらっしゃるんでしょうか。

西村会長 わかりますか、どうぞ。

佐藤委員 今、この計画が文京区で学校の将来ビジョンの策定に向けて進めているわけですが、それがドミノ理論とか何とかということで、小中学校の将来ビジョンを早く進めるために、この案件があるという発言でございますが、全く関連がないということではございませんが、むしろ教育委員会としましては、現在、体育施設等については、区長部局に補助執行していただいております。体育館が非常に老朽化をしているということで、体育館の一時も早い建てかえなり移転というものを教育委員会として非常に望んでいるということでございます。小中学校の将来ビジョンとは若干ニュアンスが違うん

ではないかということで、その部分については否定させていただければと思います。

徳田幹事 体育館について、年末からアンケートをとっています。これは新しくできる体育館にどういう機能が必要かについて、現在、利用者の方のアンケートをとっています。現在、都市計画審議会が継続になっていまして、都市計画の変更が、つまり私ども区が考えた案が、まだ正式と言っては変ですが、都市計画の変更を伴う案ですので、これがまだ決まっておりません。これが決まり次第、体育館を含めたあのエリア、湯島エリアについて的一般区民を対象とした説明会によって出る予定になってございます。

西村会長 質問はありますか。どうぞ。

小野幹事 6メートルの話がちょっと出ていますので、建築基準法とか建築安全条例は、一般的にただし書きというのがいつも入っているんです。原則こうですよと、ただし、だれだれが許可した場合とか、認めた場合はいいですよと、これも特別、珍しい話ではなくて、結構、頻繁にただし書きというのが条文の中には出てきています。

この6メートルの規定の中にもただし書きは確かにあるんですが、ただ、ただし書きを適用する場合というのは、それ以外に全く選択肢がなくて、なあかつそれを認めて、法の趣旨上、支障がないと認められるという場合に適用されるというようなのが通例でございます。今回、区有地が幾つかあって、その中で適法に建物が建てられるということであれば、それは当然、普通に建てられるところを選択するというのはごく当然な考え方、対応ということになります。それから、ただし書きを使って行った場合には、その後、増改築とか何か発生した場合も、一々許可をとったり、認定をとったりという手続をやらないと、法律の範囲内で自由に増改築できるというような形にはならないと。ですから、縛りがどうしても発生することもありますし、どういう場合にもただし書きが適用になるという話ではないということはご理解いただきたいと思います。

それから今、住宅地図をちょっと見たんですが、先ほどの所有者云々という話ですけれども、これを見る限り、かなり民間の土地がずらっと並んでいますので、例えば底地が一人であったにしても、その中でもし借地が何人かの方がいらっしゃるということになれば、これを買収して拡幅するというのは現実的にはかなり難しい話だろうと思います。

西村会長 ほかに何か。

田中委員 私は、徳田さんに反論させていただきたいんですけども、都市計画の変更が決まる、都市計画の変更というのは公園をこっちに移すかどうかということだけだろ

うと思うんですけれども、その後に体育館を持ってくることになりましたと。それで住民とか体育館利用者に説明をするというのは、それもおかしな話だと思いますよ。本来は計画が、そういう話があるときにも、きちんとほんとうは意見を聞かれるというのが、私はきちんと区民参画というか、区のやり方だと思います。

もう1つ、東洋文庫とのやりとりについてきちんと今、聞かせていただけますか。東洋文庫とのやりとりはあるわけだから。

徳田幹事 東洋文庫とのやりとりですか。私どもがこの計画を初めて議会に報告したのが、去年の3月初めです。その後、4月に新聞に大きく出ました。それを見て、東洋文庫側から私どもに話がありました。それで最終的には5月十何日か付で、区あてに東洋文庫側の文書をいただきました。というのが経過ですけれども、それ以外に何か。

田中委員 それは情報公開をかけて、わかるところはそこまでだからということだろうと思います。おそらくその前にお会いになったり何かがある、これは憶測の範囲ですから。

西村会長 先ほど説明があった図面の中で何か質問はありますか。どうぞ。

西郷委員 すいません、現状の容積も知らなくて申しわけないんですけども、7ページ目で建物が建っている想定図があるんですが、現況の容積がどうなっていて、どの程度の規模を考えていらっしゃるかということと、それからあと、元町小学校というのは、旧元町小学校の建物が奥にある中で、半分の利用しかないんですが、奥はどうなんですか。

西村会長 では、2点ですね。容積の話と奥の計画。

西郷委員 現況容積、予定計画容積、奥の利用。

小野幹事 まず商業地域。境界線から20メートルまでが商業地域で容積が500%。その奥が小学校も含めて近隣商業になります。容積が400%です。ちなみに現在、区のほうで建築敷地を想定しているエリアについてちょっと申し上げますと、下が南側になりますが、南側の建築敷地に今ある元町公園のエリア、この建築敷地部分が4,100平米ぐらい想定しています。北側の新しく公園になる部分が約3,500平米になります。それで南側の建築敷地部分について申し上げますと、区域Aが900弱ですが、900とします。区域Bが500、あわせて1,400。全体が4,100ですから、差し引きが2,700ということで、2,700でこの白い部分に建物ができるエリアということになります。それで路線が500で、奥が400ですから、敷地半分で容積率を換算し

ますと、現在の敷地は大体 430 % ぐらいの敷地です。4,100 ですので、単純にいくと 1 万 7,000 平米ぐらいが延べ床という形になります。白い部分が 2,700 ですから、1 万 7,000 を 2,700 で割ると 6 階から 7 階、7 階前後という形になると。ですから、この白い部分にべたっと建物を建てると、7 階程度の建物になるわけですが、計画はそんな計画はあり得ませんので、下は一定程度絞った形で計画はされるでしょうということになると、10 階前後程度の建物にはなってくるのかなというふうには想定しています。

西村会長 北側は公園ですよね。だから、ものは建たない。今の質問の中で、北側はどういうふうな、真っ白になっているけど、計画はあるのかということもあったわけで、それはどうですか。どうぞ。

松田委員 公園を所管する土木部長の松田と申します。北側につきましては、元町公園の代替の公園をそこにつくるという計画でございます。公園の中身につきましては、これから近隣の方とご相談をさせていただいて、一般的に文京区は公園整備、こういう新設公園の場合は、街区公園ですから、近隣の方の利用が非常に多いものですから、近隣の方と設計の協議会みたいなものを設けまして、そこで一定期間話し合いをして、絵をかいていくという内容になります。ただ、ここはそういう意味では防災的な配慮もしなきゃいかんということで、防災機能も充実した形での新たな公園という形で整備してまいりたいと考えております。特に、今の元町公園等の関係でいえば、今の元町公園は斜面地ということがありまして、非常に平らな部分が少ないということもございますので、今度つくる新しい公園につきましては、できるだけそういった広場機能を充実させたような平坦性の高い、利用の高い公園に整備していきたいなと考えてございます。

西村会長 ほかに何か質問はいかがでしょうか。

田中委員 元町公園は日本の歴史公園 100 選に選ばれましたよね。その審査基準というのはどうなんですか。

西村会長 いいですか。はい、どうぞ。

篠原幹事 日本の歴史公園 100 選というのは、選定団体が都市公園法施行 50 周年記念事業実行委員会ということで、日本公園緑地協会、日本造園学会、ランドスケープコンサルタンツ協会など、14 の社団、財団法人で構成された中からつくられた実行委員会で決められたということです。それで選定の基準というのは、歴史的、文化的価値と観光等への公園という内容になっています。

田中委員 選考のポイントとかいろいろあるんですけれども、その中に「歴史的、文化的資源を適切に保存、再生、活用し、すぐれた景観、環境が形成される」という一文があるだろうと思うんですね。ということは、やはりすぐれた環境という意味でも、これは評価を受けた、そういう認識は区のほうはお持ちですか。

西村会長 いかがでしょうか。

松田委員 確かに一定程度、歴史性ということでは震災復興公園、52公園の1つということがございますので、確かにそういう点ではあるのかなと思います。ただ、私どもはこれは何度も、私、申し上げているんですけれども、街区公園でございます。街区公園というのは、先ほど申しましたように近隣の庭ですね、近隣にお住まいになっている方の庭としての公園です。常時そういう形で利用されてなきゃならない公園。この街区公園が歴史的に重要な云々という評価は、私どもは非常に評価しているわけですけれども、利用という点ではどうなのかと。

つまり、街区公園としての機能がどうなのかという視点からいって、果たして今後、100選を受けたことは事実として受けとめていますけれども、私は歴史性云々で言つんであれば、私どもが推薦した新江戸川公園のほうが歴史的にも古いし、価値の高いものかなと認識してございます。利用されない街区公園があって、それがほんとうにまちにある公園と言えるのかどうかということで、私どもはこの公園をもし今後、このまま維持していくことが必要であるといつんであれば、この辺の公園の管理をどうやっていくのかということは非常に大きな課題になるかなと。そこに区民の税金を使って閉鎖的な管理の公園を維持していくことが果たして区民の納税者の立場から見て、妥当性があるのかどうか、この辺も考えていかなければならぬ公園だと考えてございます。

田中委員 利用勝手とか、そういうことも大事な問題だろうけれども、それは幾らでも改善が図れると思うんです。私はいつも利用勝手のことが出てきて、専門家との意見交換会のときにも、学校が廃校になったから、元町公園そのものが本来の使命は終わったという言い方をしていらっしゃるんです。だけど、それは使い勝手というか、使う人間がそういうことを判断するのであって、本来は公園の持つ空間の役割とか、それだけでははかれないものがあると思う。それから、選考のポイントの中にすぐれた景観、環境が形成されということもあるんですけれども、それは街区公園だから利用が第一で景観が云々ということではなくて、結局あそこら辺は区も書いてあります、小石川公園から湯島聖堂までは緑をきちんとするとことであるとか、逆に最近、反対側の千代田区

側のほうは御茶ノ水茗渓通り会という商店街さんが、きちんとあちら側から見た景観ですよね。そういうこともきちんと書いてくださって、憲章というものをおつくりになって、神田川の景観とか自然を大切にするとか、数多い歴史的、文化的な施設を大切にすることをおっしゃっていて、そこに書いていらっしゃるマップの中には、きちんと元町公園というのも、文京区のものなんだけれども、千代田区さん側が神田川から見たあの辺の一体の景観ということで取り上げて、書いてくださっているわけですね。だから、やはり使い勝手、使い勝手だけではもちろん論じておりませんとおっしゃるだろうと思いますけれども、景観ということは広い範囲で、学校がなくなつたから使命が終わりということじゃなくて、私はもうちょっと醸し出す豊かさというもので判断することも1つだろうと思います。

松田委員 今、私、使い勝手だけを議論してほしいと言っているわけではなくて、景観につきましては、元町公園の象徴的な景観は、外堀通りから見た景観というのが非常に評価が高いと私は思っています。外堀通りの反対が神田川。神田川の法面につきましては、私どもが維持管理をして、千代田区から見た景観が非常にいいと、これは文京区民が見れなくて、反対側からの景観で、えらい貢献していると私自身は思ってございます。それなりの大事にした整備をしているし、維持管理もしてございます。今回の計画で私どもが主張したのは、外堀から見た景観をきちんと担保してほしいというのが、1つの計画の中で大きく反映されたということで、今回の提案になったということで、景観につきましては、外から見た景観であれば、今回の計画で十分これが担保できたのかなと私は思ってございます。

西村会長 ちょっと待ってください。

田中委員 担保されたというのは、登録文化財だと、それはいじることは勝手になりますし、廃止してもいいということではないんですか。いかがですか、その辺、専門家の先生方は。

西村会長 登録名勝？

田中委員 登録文化財にしたいとおっしゃっているわけですね、さっきから教育委員会は諮問しないけれども、登録文化財として保存したいということなんですか。

原口幹事 すいません、登録文化財としての可能性を今、区にしか登録問題はできませんので、可能性、そういう保存の仕方もあるということを聞いていますので、その辺の可能性について、東京都とか文化庁と相談をするということです。

西村会長 一番新しい登録文化財は横浜公園で、横浜スタジアムが入っているあの公園は、登録名勝になりましたので、登録名勝というのはそういうものも含めていますね、現実的にはね。

すいません、まだご発言のない委員の方々、何か質問があれば。次の資料の注文でも構いませんので、何かあれば。はい、どうぞ。飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員 聞いておりますと、景観って何だろうなと一番難しい問題をずっと考えておるんですが、この景観審議委員会で新しい共同事業のビルとかの話で、非常に難しくなってきますが、単純に素人で思うことは、景観は見た目できれいだなとか、心休まるなとか、そういうだけで判断すればいいのかなと思っていたんですが、そうでもなさそうですが、ちょっと具体的に申し上げますと、例えば今回のこのご提案の一番最後の図面がございますが、保存するという、現在の元町公園はもうちょっと広げる余地があるんでしょうか、どうかということですね。もうちょっと元町小学校のほうまでバックしていくって、もうこれ以上広げられないのかどうかですね。それは新しくできる建物との関係は僕もあると思うんですが、つくり方によっては非常にすばらしい、新しい景観が創造できるかなという期待もあるわけですね。ですから、これしかもうできないんですよではなくて、もうちょっと区民の皆さんも納得するような形で、もうちょっと広くなるとか、何とか可能かどうかが1点ですね。

それから、ビルとの関係で先ほど道路が狭いので一方通行になってしまふとか、道路づけの話がありましたが、元町公園をもうちょっと削って、元町小学校も削って広くすれば、もうちょっと広く奥のほうまでビルができるのかどうかということですね。それから、さっき10階建てぐらいはという話がありましたが、もうちょっと私たち知りたいのは、10階建てで可能であったならば、元町公園側にそれを建てた場合と、元町小学校に建てた場合とのメリットとかデメリットとか、もうちょっと日影の関係でもどの辺までとか、文京区ではここは認められるとか認められないとか、いろいろな基準があると思うんですね。そういうものがないと、何か私たちも具体的に判断できないといいますか、もうちょっと資料がほしいなという気はしました。以上です。

西村会長 何か今のところで答えられる部分はありますか。

小野幹事 元町公園を広げる余地があるかどうかということなんですが、今回、都市計画公園の変更という前提に実は立っています。それで、この真ん中に入っているラインが変更のラインということで考えているわけなんですが、今、もう少し広げるという

ことは、このラインをなしにして、もう少し計画をまず先に優先するような形でできぬ
いかという話につながっていくことになるんだろうと思うんですね。今のラインは、こ
れは行政の東京都との関係もあって、知事同意が必要ということになっていまして、実
はこのラインでもって、いいでしょうということで知事同意はとっているんです。これ
は都市計画法上の手続ということで、もしこのラインにこだわらないという話になった
ときに、そのラインにこだわらない計画をまず先につくりましたと、先につくって、今
度は次に都市計画の変更が出てくるわけですが、その都市計画の変更のときには新しい公
園の部分がどこになりますかというのがまず出てくるわけです。ひょっとすると、今回
みたいに真っすぐじゃなくて、でこぼこしたような形になるかもしれない。どんな形に
なるかわからない。その話を今度は東京都と協議したときに、すんなりいいですよとい
う話になるかどうかの保障は全くないと。

ですから、場合によっては先に計画を先行させて、これが計画的にはいいねという話
になったときに、それを東京都へ持ち込むといったときに、東京都はもうちょっとこれ
はこうならないかということで、差し戻しがひょっとすると来るかもしれない。結局、
行ったり来たりになる可能性が現実問題としてあるんですね。ですから、卵が先かニワ
トリが先かみたいな問題がちょっとあって、どっちで先行してやるのがよりいい形にな
るんですよというのが、ちょっとなかなかばしっと言いたいのが、我々としても難
しい部分だなというふうには思っています。

それからあと、道路づけにつきましては、やはり道路というのは敷地に面する部分だけ
広げると。さっきへびたまという話がありましたけど、やはりその部分だけの出入り
を処理するというならそれでいいんでしょうが、全体、幹線道路まで出るまでの道路幅
員が、原則はそれなりの人とか車に十分対応できるような幅員は、一般的には必要な
かなという気はするんです。

あとそれから、メリット、デメリットという話なんですが、私どものほうとしては、
体育館の建てかえ、現状に比べてより使いやすい公園、先ほど土木部長のほうから話が
ありましたが、北側にすることによって、3,500平米のフラットな公園ができるわけ
ですね。そうすると、しかもこれは市街地と直接面する位置に今度はなるわけです。で
すから、そういう意味でも日常的な使い勝手もよくなるだろうし、それから、今後も
し来てほしくないですけど、大きな地震とかが発生した場合に、有效地にその公園部分が
使えるだろうと。阪神・淡路あたりでも、震災に対する公園の役割というのは評価され

ている部分があるうかと思うんです。

ですから、そういうことも含めて、その公園の整備は図っていきたいということで、なおかつ今、非常に大きな問題になっております歴史性、文化的な視点というところで、区のほうとしても A 区域、B 区域ということで整備することによって、その辺の部分についても一定、こたえる形にはなっているのではないかということで考えているということをございます。

西村会長 では、多々良委員、その後、徳田委員。

多々良委員 まず 1 つは、北側に公園を新設されるということなんですが、この前に体育館を移設してくる場合に、10 階建てぐらいになりそうというお話がありましたけれども、そうするとその奥の北側にある公園、新しく計画しようとしている公園の日照というのは、どのような形になっていくのかということですね。それがほんとうに今おっしゃられたような使い勝手のいい、だれでもそこに楽しく、公園として過ごせるだけのスペースとしてそこがあるのか、周りの建物の高さと比べて、大体 10 階建てぐらいというのは、現場を見てみないと何とも理解ができないんですが、どういうような形になるだろうかという、例えば、立体的なアイデアの図面でもあれば、まだ判断しやすいかなということと、それからもう 1 つは、今おっしゃられたように体育館という施設はいろいろな出入りが多いがために、道路を前面に持っていたほうが使い勝手がいいからということで、前の元町公園のほうにつくろうということなんですが、これは例えば、デザイン性によっては奥に新しく公園をしている元町小学校のあるほうに新設することで、どうしてもそういった条件がかなえられないものなのか。デザイン性によっては、それもかなえられる可能性があるのかどうかということですね。それと、その施設が民間業者との共同ということなんですが、その辺がどういう形で、どういう形態で施設が運営されていくのかというところの辺まで、事細かな具体性は示せなくても、大まかなことが示せないと、景観という意味で判断してくださいと言われると、それまでなんですが、そういうことも含めてお教えいただけ、開示していただいたほうが判断しやすいのではないかと思います。

西村会長 いかがですか。4 点、お願いします。

小野幹事 具体的に、建物の形がこうなります、あなりますという形でお示しできるんであれば、確かに話を聞いていてもわかりやすいというのはそのとおりだと思うんです。ただ今後、プロポーザルで共同事業者を募るということで考えていますので、相手

がどれぐらい床がほしいかということにも当然よるわけです。

先ほど容積を目いっぱいつくった場合にはそうなりますというお話をしましたけれども、容積が目いっぱいいらないところであれば、階数は落ちてくる可能性もあるわけです。ですから、それは今後、どういう形で共同事業者が計画をつくってくらかによりますので、今、大変申しわけないんですが、具体的に建物がこうなるというのは申し上げにくい状況にあります。

それから、日影のお話なんですが、確かに建物の足元については一日中日影という部分が発生する可能性はあります。ただし、これは3,500平米ございますので、全面が日影になって、一日中真っ暗な公園になるということにはならないと考えております。

それから、高さですが、実は外堀通り沿いには、水道橋駅近くに都立の工芸高校がございまして、これは地下2階の9階建てなんですが、約40メートルございます。それから、元町公園の上のほうに行って、センチュリータワーがございますが、これが約91メートルですね。それから、順天堂大学の9号館というのが53メートルですか、53メートルというものは13階建てのようですね。その隣には12階建てがあるというようなことで、ある意味では当たり前ですけれども、外堀通りに面している部分の敷地については、一定程度、高い建物が建っているというような状況がございます。

それから、デザイン性で元町小学校側につくる可能性があるかというお話ですけれども、繰り返しになってしまいますが、先ほど申し上げましたように、区の考え方としましては、より使いやすい地域に親しまれる公園をつくろうというのも1つの考え方になっておりまし、体育館の建てかえというのも考え方に入っている、それから、歴史性の継承というのも配慮しているということで、その辺を総合的に判断すると、この辺が妥当だろうというところで区の考え方をまとめたということでございます。

それから、共同運営の話は……。

徳田幹事 それから、一番最後の質問ですけれども、イメージは虚弱かもしれません、まず、体育館は区のものですので、当然、区立体育館です。したがって、今、それがまさに事業スキームの話なんですけれども、今まさに検討しているんですが、例えば、定期借地権制度を使った場合に、区分所有で区の床をもつのかについて、どうするかについて、今、それぞれ検討している最中です。ただ、言えることは間違ひなく区の施設ですので、区立の体育館がそのビルの中に入るということになります。

西村会長 追加ですか。

松田委員 実は先ほど、公園の日照の問題で小野参事のほうからお答えがあつたんですけれども、もうちょっと建物の工夫の仕方によっては、例えば、私どもはこの近くでは、トヨタビルがそうなんですけれども、北側に緑地を抱えて、南側に建っているんですけれども、1階部分を自由貫通通路みたいな部分で、大きな空間を設けているという建て方がそこでやられています。北側の縁が、そういう点では日照についてもかなり緩和されたような形の建物になってございますので、1つの例でございますが、建物の工夫によつては、かなりその部分は解消できるんではなかろうかというふうなことも、我々のアイデアとしてはございます。

西村会長 元田委員、どうぞ。

元田委員 私はこの委員会には住民、つまり素人として参加しております。したがつて今、きょうお聞きしたような情報というのはほとんど聞いたことがなかつたんですけれども、非常に複雑な問題だと思っております。審議会の機能としては、景観について諮詢されたことについて議論すればいいというのが建前であります、どうもこの計画自体の合意形成が十分になされていないんじゃないかなという気がいたしてます。つまり、ここで審議あるいは議論するには熟していない案件ではないのかという感じがいたしております。時間も過ぎてしまつて、私もこの次、予定がございますので、今後どうするかという話をちょっとお話しいただけないかと。この審議会として、この問題についてどうしていくか、継続なら継続でも結構ですし、あるいはほかの手段をとるのか、そこら辺の話をもうしたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

西村会長 ありがとうございました。時間がもう過ぎてるので、少し最後にご発言、ぜひという方があったら、そこで発言していただきて、その後、今のような形でまとめに入りたいと思います。お一人、どなたですか。

奥山委員 時間がないもので、私は施設の施工の担当をしているものなので、この場合、直接施工になるかどうか、いろいろな手法でやるということで、今後の課題なんですが、1つ、この資料の中で言わせていただきますと、連続性の確保ということで、先ほど来使いやすい公園ってありますね。その1つの理由なんですが、区の施設の場合、いろいろ古いもの、新しいものがあるんですが、施工する場合に、最近はだれでも利用できる、例えば車いすの方でも利用できるということで、区の場合は大分前から福祉環境整備要綱ということも一方で設けまして、これはさまざまなかつた1つと考えていただいていいんですが、そういうことからだれでも、例えばスロープ化とか、車いすでも利用できる

施設ということを考えています。その意味からいいますと、今回はその大きなチャンスかなと考えております。以上です。

西村会長 ほかに……。

島元委員 資料要求を含めてなんですが、先ほど発言がありましたけれども、湯島体育館の前面道路の扱いについて、これはきちんと地権者も含めてどういうことならばできるのかということについては検討していただくというための資料もぜひ出していただきたい。それから、ただし書きについてもいろいろ大変だった、大変はわかるけれども、ただし書きを使う場合にどうなるのかということについても、きちんとまとめた資料として提出していただきたいということですね。それから、今、出された公園ですね。ほんとうに今ある元町公園と北側にできる新しい公園とのほんとうに対比比較というのをきちんとしてもらいたいと思うんです。例えば、今、日影の問題は出されました。しかし、風の問題ですか、さらにはほんとうに眺望の問題ですか、さらにはそこで公園としての居心地の問題だとか、さまざまな要点が公園にはあると思いますけれども、こうした問題についての率直な、これを移したいというふうに考えておられる方々の意見を明確につけて、次回としては出していただきたい。

それから、先ほどの検討委員会での経過についての1点だけの資料が出ましたけれども、この間、さまざまな形で各団体の皆さんが出してくれている、特に景観にかかわる部分について、こうした問題についてはどうした視点で区にないしは教育委員会に要請が来ているのかという点は、ぜひピックアップしながらそろえて出していただきということです。それから特にまた、学経も含めた形で、区が聴取した、意見を求められた方々の大変な景観にかかわる部分についての資料も出していただきたいというふうに、資料要求としてはお願いしたいと思います。

それから、私は全体として一番大事なのは、議論をするときのレベルの問題について、私はどうしても抜けているのは、文化財としての価値という問題について、文京区はどうしても手をつけようとしない。それで使い勝手みたいな形でするっと逃げていくよう思えてならないんです。今度の問題については、文化財としての価値が何にあるのかという点で、ほんとうに専門家の意見を聴取できるような機会というのを文京区が持つように最大限努力していただきたいということで、会長のほうからも新たに要請をぜひしていただきたいと思います。

西村会長 はい、ありがとうございました。それでは、鳥越委員、どうぞ。

鳥越委員 手続等のことは私はほんとうに難しいんだなと思って聞いていましたが、純粹に今回の景観ということで言いそびれたので、単純にその面から申し上げると、やはり今の今日ご説明いただいた案だと、非常に切断されるというか、分けて、せっかく逆に連続したところに土地があるのに、なぜか建物によってぱしっと切ってしまうというのは何とももったいないなと。使い勝手の話がありましたが、やはり私もどなたかおっしゃったように、街区公園だから利用率がとか、従来的な利用の評価というのはちょっと狭い考え方、気持ちはわかるんですけども、例えばですけれども、傾斜地というのは生態学的に言うと非常に豊かな生態系なので、いろいろな気配とか、私の専門としているようなところから見ると、非常に貴重なんですね。

今、野生司委員とも話していたんですけれども、私語で恐縮ですが、例えばもっと端に寄せて、同じ敷地をとるにしても、それぞれフラットなところがほしいという気持ちも、災害等のことはわかるんですが、もう少し連続した形でとか、もっといろいろな工夫ができるのかとか、もちろんそういうふうに言い出すと、この計画論ありきの話に乗っているじゃないかみたいなこともあるのかなと思いますけれども、いずれにしても、そういういろいろな意見を持ちました。せっかくこういう貴重なところでのことなので、とにかく皆さん、きちんといろいろな面から考えて、従来型の利用とか評価だけではない、もっと新たな文京区の、なるほどすごいねというような局面が出せるような計画論に、ポジティブに持つていけたらすごくいいのにというふうに思いながら聞いておりました。

西村会長 ありがとうございました。それでは、最後に。

西郷委員 ちょっと質問で申しわけないんですけども、経済合理性というのが景観にどう影響するかということなんんですけど、1万7,000平米のうち体育館はどのくらいを考えていらっしゃいますかということと、体育館の工事費が、建設費がこの中でどういうふうに軽減されるのかということです。

徳田幹事 現行の延べ床面積が5,000です。

西郷委員 その建設費が計画の中で……。

徳田幹事 先ほど申し上げたんですけども、土地、区有地を活用する形ですので、区の持ち出しありは理論的にはなしというふうに考えています。

西郷委員 定期借地で……。

西村会長 ありがとうございました。時間がオーバーしているので、少しまとめたいん

ですけれども、まず第1に、この委員会の位置づけをもう少し明確にしないと、なかなか議論がどういう形で位置づけられるのかわからないということで、その点に関して明確にしていただきたいと思います。それが諮問するのかしないのか、この形としてどういう状況のもとで、どういう意見として聴取される形になるのかということが第1点です。

それから、第2点は、ここまで全体の経緯が大枠としてわかっていないとなかなか議論ができないという意見が多いので、その点がきちんとわかるような資料を、そんなにたくさん、タイプのものでなくてもいいと思うんですけども、その中には先ほどから出ているいろいろな疑問があって、それはさまざまなところでいろいろ議論されていていると思いますから、それに対する簡単な答えがわかるような形でまとめられているものがあって、ここはどういうふうに問題として位置づけられているのかがわかるような形で出していただきたいというのが2点目ですね。そこはこれの全体の背景の問題なんですけれども、具体的には1つの大きな質問で出ているのは、北側に街区公園が来て、南側に体育館が来るという配置が少しでも軽減できる可能性はないのかというご質問が幾つか出ていたわけですね。それは知事同意との関連もあるので、必ずしもここだけでは決められないわけですけれども、おそらくそれは非常に大きく配置にかかわるし、それが景観にかかわると思うので、特にそのことがどれくらい可能性があって、できるのかできないものなのか。特に、これは区だけじゃないんですけども、知事同意が都市計画審議会の決定前に行われるという仕組みは、日本全国から見て非常におかしいので、それは都の問題なわけで、区の問題ではないんですけども、そこに振り回されている部分もあるわけですね。その意味でいうと、どういう形でどうなのかということに関して、1つ整理して、この場に示していただきたいと思います。

ここまでやってようやく具体的な景観の問題に入るわけなんですけれども、実は景観の問題をやろうとすると、本来的には、例えば具体的にどれぐらいの高さの建物ができる、先ほどからありましたけれども、周りにどういうものが建っているから、周辺まで見たときに、どういう視点場から見るのが大事か、そのときに、ここにこういうものが建ったら、周りと比べてどうなのかというのが、例えば外堀通り側、もしくはJRのある非常に中心的な視点、もしくは千代田区の側とか、裏側の北側の通りの幾つかの地点で非常に重要なところから見たときに、現況からこうなるんだと、それが幾つかの配置の可能性があるとすれば、それがどうなのかと、幾つかの選択肢があり得るのかどうか、

そこを出していただいて、それをもとに議論しないと、実際の景観の問題にならないわけですよね。ですから、その意味では、前提の条件を整理していただいて、そこまで出して議論ができるかどうかということだと思います。

ただ、非常に難しいのは、今まで大体こういうところで、そういうことまで出されるのは、普通は事業者がやるわけですね。事業者はお金もあるからやれるわけなんです。今回の場合は事業者が決まる前にやっているわけで、その意味では非常に手間も暇もかかることを行政の中でやれるかどうかという問題にもかかわってくるわけですね。

しかし、それは非常に重要なことは、ここで一步踏み出そうとしていることは、何をやろうとしているかというと、普通は事業者が決まったところで景観の問題で来るわけです。そうすると、もう大半のものは決まってしまっているから、あとは色とかちょっとした材料ぐらいしか議論できないわけなんですね。ここでやろうとしているのは、その具体的な事業の前の計画変更の段階で議論しようとしていることなんですね。

ですから、その意味で非常に当事者が、まだ行政なものですから、そういう意味で非常に精密な資料をつくれないという意味では、なかなか限界があるわけなんですけれども、でも、このことは非常に先進的なんですね。問題があるから先進的なことをやらざるを得なかったわけだけれども、でも、逆に考えるならば、都市計画の変更の段階でこんなに議論することは普通ないわけなんです。ところが、ほんとうはここが一番重要んですね、ここでほとんどのものは決まってしまうわけだから。だから、そのことで議論ができるような場が、今、幸か不幸か設定されているということは、いいほうに考えてみると、ある意味、新しいここでの議論が、ほかでない議論が行われている。

私もいろいろなところで景観のことにかかわっていますけど、この計画のこの段階で議論ができるということはまずないんですね。それは都市計画審議会の話だって、計画審議会の話ではない、普通は。でも、この場合は都市計画審議会も景観のほうに重視していただいて、こちらにある意味、ボールを投げかけられているので議論ができる状況があるわけなんですけれども、ある種、前向きにとらえるとすれば、計画の段階でのいってみれば景観アセスというのを今、やろうとしているわけで、これは日本にないことがあります。

ですから、うまい形でやっていただいて、行政の方にも協力いただいて、実は途中で配られた文化財としての報告書の中のページに景観のことが書いてあるわけですね。こういうのは出してもらわないと、議論としてはできないわけで、何となく言わないと

資料が出てこないと、それはなかなかお互いの建設的な議論ができにくいんじゃないとか。ですから、その意味で全部出せというと、それは膨大なことになるし、何のために都市計画審議会をやって、文化財審議会をやって、景観審議会が分かれているのかとわからなくなるので、全部やれとは言いませんけれども、概要がわかって、そして少なくとも景観にかかわる問題に関しては、ここで客観的な議論ができるような資料を用意していただいて、議論をやらないといけないんじゃないとか。

きょうのところはまだ質疑応答で終わっていますけれども、それなりの質疑はやられたり、質疑の中身はある意味、そこがクリアになればようやく判断もできるんだという意味での、前向きにとらえていただければ、この問題に対する理解は深まっているんだと思うんです。きょうは時間の関係でこれ以上のことしかできないので、まだ先に進めないので、都市計画審議会との関係でいうとどうなるかわかりませんが、しかし、きょうの限られた時間の範囲の中ではやっていただけて、それなりの計画への現状の提案に対する理解はしていただいた、情報共有ということですね。私としては今までのような状況を整理していただけて、これはここで終わるというわけにはいかないと思いますので、きちんとした形でもう1回議論をさせていただくということになろうかと思いますけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

西村会長 それでは、そういうことで、景観づくりという大きな題なので、景観づくりに関してほかにもあるんですか。(「ないです」と呼ぶ者あり)

それでは、閉会ですが、事務局のほうで何か。

小野幹事 長時間ありがとうございました。次回の開催につきましては、また会長と相談させていただきながら決めていきたいと思います。ありがとうございました。

西村会長 どうもありがとうございました。

了

文責：都市計画部計画調整課

(この議事録は、録音テープに基づいて作成しました。)